

第489回川越市農業委員会総会議事録 (公開用)

川越市農業委員会

第 4 8 9 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和6年8月28日
- 2 開催場所 川越市役所（7AB会議室）
- 3 開会時刻 午前 9時20分
- 4 閉会時刻 午前 10時10分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 渋谷 武
- 6 議長の名氏 農業委員会会長 渋谷 武
- 7 委員出席者数 16名

内				訳			
議席	氏 名	出欠	備 考	議席	氏 名	出欠	備 考
1	大野 美智明	出		10	高橋 正利	出	
2	高橋 庄一郎	出		11	皆川 善平	出	
3	小和瀬 康男	出		12	小嶋 光一	欠	
4	筋野 哲夫	出		13	武藤 康則	出	
5	川口 知子	出		14	新井 計男	出	
6	永島 千恵子	出		15	大野 豊作	出	
7	樋口 直喜	出		16	渋谷 武	出	
8	鈴木 初夫	出		17	永堀 知己	出	
9	時田 重雄	出					

8 議事参与者

職	氏 名	職	氏 名
農地利用最適化推進委員	皆川 雅昭	農地利用最適化推進委員	程島 延幸
農地利用最適化推進委員	小倉 晶男	農地利用最適化推進委員	村山 芳則
農地利用最適化推進委員	中澤 勝芳	農地利用最適化推進委員	黒田 経夫

職	氏 名	職	氏 名
農地利用最適化推進委員	佐藤 金誉	農地利用最適化推進委員	利根川 孝一
農地利用最適化推進委員	須賀 宏	農地利用最適化推進委員	荻野 勝美
農地利用最適化推進委員	杉浦 朗	農地利用最適化推進委員	渡邊 昭男
農地利用最適化推進委員	野口 和則	農地利用最適化推進委員	米田 正則
農地利用最適化推進委員	島村 茂勝		

9 事 務 局

職	氏 名	職	氏 名
事務局長	柿沼 映生		
副事務局長	小野寺 雅樹		
主 幹	松本 貴紀		
副 主 幹	宮本 晃宏		
主 査	岩崎 達矢		

1 0 開 会

会長 渋谷 武 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和6年8月28日 第489回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

1 1 議事録署名委員選任の件

議長 渋谷 武 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委員 永島 千恵子

委員 樋口 直喜

委員 鈴木 初夫

1 2 議決事項及び議事の要領

報告第 1 号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「所管に関する報告書 7 月分について報告する。

農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書については、合計 4 件、7 筆、3, 124 m²である。農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書については、合計 17 件、33 筆、12, 147.83 m²である。農地改良届については、合計 4 件、6 筆、3, 649 m²である。農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の規定による農業用施設届出書については、合計 1 件、1 筆、145 m²である。生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書については、合計 4 件、11 筆、8, 450 m²である。相続税の納税猶予に関する適格者証明書については、合計 1 件、5 筆、2, 964 m²である。相続税の納税猶予に関する 3 年毎の農業継続証明書については、合計 9 件、49 筆、38, 493.40 m²である。農地法第 3 条の 3 の規定による届出書については、合計 26 件、236 筆、161, 199.44 m²である。詳細については報告書のとおりである。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第 1 号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画
の決定について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第1号議案は、申出件数3件、筆数3筆、
面積7,987㎡について申出があった。このうち賃借権設
定が2件、使用貸借権設定が1件である。契約期間は、令和
6年11月1日から設定されるものである。

整理番号1番から3番は、同一人からの申出のためまとめ
て説明する。整理番号1番は、1筆、6,219㎡、2番は、
1筆、124㎡で、10年の賃借権設定の申出である。3番
は、1筆、1,644㎡で、10年の使用貸借権設定の申出
である。この申出は、農地中間管理事業の一環として、地権
者から受け手である埼玉県農林公社へと貸借が行われるもの
である。借受人は、昭和39年に社団法人農業機械化公社を
設立し、平成26年3月28日に農地中間管理機構として埼
玉県知事より指定を受けている。農地中間管理機構の事業内
容につきましては、分散化している農地や耕作放棄地を借受
け管理し、活力ある担い手へ貸付を行うことで、農地の集約
化、農業生産力の向上、農家同士の競争力の向上を目指す事
業となっている。今回の申出により農用地利用集積計画が決
定し、農地を借入れたのち、事前に農林公社が選定した担い
手の情報をもとに市が農用地利用集積等促進計画を作成し、
農林公社を通して計画を県に提出し認可を受け、担い手に対
する農地の貸付が行われる予定である。

以上のことから、整理番号１番から３番については、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件をみたとされていると考えられる。なお、農用地利用集積計画に関する経過措置は、令和５年４月１日から２年間と規定されている。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号１番から３番については、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件をみたとしているため、農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第１号について原案どおり決定する。

議案第２号

農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条
第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（
案）に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第２号議案は、件数２件、筆数３筆、面積７，９８７㎡についての意見照会があった。

先ほど第１号議案、整理番号１番から３番で、埼玉県農林公社が借受人として農業経営基盤強化促進法の申出があった農地になる。第２号議案は、その農地について、埼玉県農林公社が貸付人となった農用地利用集積等促進計画（案）につい

ての市長からの意見照会である。

また、同一月に地権者から埼玉県農林公社への貸借と、埼玉県農林公社から担い手への農用地利用集積等促進計画を同時に審議することは、円滑に事業を行うための手法として可能であることを埼玉県の農林振興センターに確認している。

担い手について、公益社団法人埼玉県農林公社農地中間管理事業実施規定に基づき、埼玉県農林公社が選定していることから、整理番号1番と2番については、市長へ「意見なし」とすることによりよろしいか、お伺いする。」との説明をした。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）については、市長へ「意見なし」とすることにより採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第2号について原案どおり決定する。

議案第3号

農地法第3条第1項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第3号議案は、件数1件、筆数1筆、面積413㎡についての申請があった。

整理番号1番については、経営拡張のため所有権移転で、1筆、413㎡の申請である。譲受人は、現在75歳で、農

業従事日数は年間 3 0 0 日以上、約 1 4 6 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 5 0 0 m である。

以上のことより、整理番号 1 番について許可できない場合が規定された、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可することよろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「世帯構成と農業従事日数を知りたい。」との発言があった。

事務局は「本人 3 0 0 日、妻 3 0 0 日、息子 3 0 0 日、息子の妻 2 5 0 日、孫も同居しているものの農業に従事していない。」と説明した。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号 1 番については、許可できない場合が規定された農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すること採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第 3 号について原案どおり許可することに決定する。

議案第 4 号

買受適格証明について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第4号議案は、件数1件、筆数3筆、面積824㎡について買受適格証明願があった。関東信越国税局より、令和6年5月30日付けで公売の公告がされた物件が農地であるため、入札に当たり、買受適格証明が必要となる。農地として買い受ける適格証明願であるため、農地法第3条第1項の規定による許可を受けられる者であると証明するものである。

公売物件に入札するための申請で、3筆、824㎡の申請である。申請人は、現在62歳で、農業従事日数は世帯員合計で年間170日、約147アールの農地を耕作する農家である。公売の公告がされた農地を買い受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約100mである。

以上のことより、許可できない場合が規定された、農地法第3条第2項各号に該当しないため、農地法第3条第1項の規定による許可を受けられる者である旨の証明をすることにより、よろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、申請人については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号に該当しないため、農地法第3条第1項の規定による許可を受けられる者であると証明することにより採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第４号について
原案どおり証明することに決定する。

議案第５号

農地法第４条第１項の規定による許可申請書に
対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第５号議案は、件数１件、筆数２筆、面
積８６８㎡についての申請があった。

整理番号１番については、保育所建て替えに伴う敷地拡張
のため、２筆、８６８㎡の申請である。古谷保育園は昭和４
３年に建設され、川越市が運営している公立保育所の中で最
も古く、唯一の木造園舎となっており、近年はシロアリによ
る被害が発生している。また、古谷地区内の就学前児童数は
減少傾向であるため、古谷保育園と古谷第二保育園を１つの
園とすることから、既存敷地と合わせて使用したいとの申請
である（合計敷地面積１，８９９㎡）。農地区分については、
第２種農地であると考えられる。排水については、水路管理
者の同意を得て、合併浄化槽を経て水路へ放流する計画であ
る。雨水については、敷地内に浸透トレンチを設置する計画
である。

以上のことから、整理番号１番については、立地基準及び
一般基準として許可できない場合が規定された農地法第４条
第６項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当

であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第4条第6項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることとし、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第5号について総合意見として許可相当とすることに決定する。

議案第6号

農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第6号議案は、件数19件、筆数38筆、面積7,621.39㎡についての申請があった。

整理番号1番については、知的障害者向けの多機能型（生活介護）施設に使用のための賃借権設定で、3筆、1,789㎡の申請である。譲受人は平成19年7月に特定非営利活動法人を設立し、障害福祉サービス事業を主な業務としている。市内には障害者向けの施設が不足していることから、同施設の建築を計画した。そこで、路線バスの停留所が近くにある申請地を適地と考え、賃借にて借り受け、知的障害者向けの多機能型（生活介護）施設を建築するとの申請である。

農地区分については、第1種農地であると考えられるが、社会福祉施設であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、合併浄化槽を経て水路へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透トレンチを設置する計画である。

整理番号2番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、226㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号3番については、住宅新築のための所有権移転で、2筆、444㎡の申請である。譲受人は親族の家にて暮らしている。現在の住まいを親族に返還することから、住宅の建築を計画した。そこで、勤務先に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸

透枘を設置する計画ある。

整理番号4番については、住宅新築のための所有権移転で、2筆、187.10㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、親戚の家に近い申請地が適地と考え、宅地と一体（合計敷地面積207.85㎡）で売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枘を設置する計画である。

整理番号5番については、住宅新築のための使用貸借権設定で、1筆、346㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、使用貸借にて借り受け、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、集落排水の管理者の同意を得て、集落排水管へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枘を設置する計画である。

整理番号6番については、建売住宅新築のための所有権移転で、4筆、425㎡の申請である。譲受人は昭和26年3

月に株式会社を設立し、不動産業を主な業務としている。

駅、商業、医療及び教育などの生活施設が集約されている川越市東部エリアにて建売住宅の建築を計画した。そこで、申請地が適地と考え、宅地と一体（合計敷地面積1,096.52㎡）で売買にて取得し、4棟の建売住宅を建築するとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透トレンチを設置させる計画である。

整理番号7番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、203㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、妻の実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枘を設置する計画である。

整理番号8番については、住宅新築のための所有権移転で、7筆、337.69㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、勤務先に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。

農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、道路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号9番については、住宅新築のための所有権移転で、2筆、334㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、水路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て水路へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号10番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、376㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、現住所地に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、水路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て水路へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号11番については、住宅新築のための所有権移転

で、1筆、264㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、勤務地に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、水路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て水路へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号12番については、住宅新築のための所有権移転で、2筆、492㎡の申請である。譲受人は実家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、勤務地に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、道路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号13番については、事業敷地拡張（駐車場）のための所有権移転で、1筆、214㎡の申請である。譲受人は平成8年から動物病院を運営している。申請地の隣地にはペットのリハビリ、訓練を行う施設がある。これからは他の動物病院と差別化を図るため、飼い主参加で行うリハビリ、訓練科目を強化していく方針である。そのための駐車場が不足

していることから、新たな土地を探していたところ、申請地が見つかったため、売買にて取得し、既存敷地と合わせて駐車場（合計敷地面積 1, 0 7 2 m²）として使用したいとの申請である。農地区分については、第 1 種農地であると考えられるが、既存敷地の拡張であり、拡張される面積が既存敷地面積の 2 分の 1 を超えないため、不許可の例外に該当すると考えられる。雨水については、敷地内に自然浸透させる計画である。

整理番号 1 4 番については、住宅新築のための使用貸借権設定で、2 筆、3 1 3 m²の申請である。譲受人は実家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、使用貸借にて借り受け、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第 2 種農地であると考えられる。排水については、合併浄化槽を経て汲み取り槽へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号 1 5 番については、駐車場に使用のための所有権移転で、2 筆、3 2 8 m²の申請である。譲受人は平成 1 2 年 1 0 月に株式会社を設立し、建築資材の販売を主な業務としている。事業実績が好調なことに伴い、申請地に隣接する場所に営業所を開設する予定である。そのための駐車場が不足していることから新たな土地を探していたところ、申請地が見つかったため、売買にて取得し、駐車場として使用したい

との申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。雨水については、敷地内にて自然浸透させる計画である。

整理番号16番については、住宅新築のための使用貸借権設定で、2筆、400.60㎡の申請である。譲受人は実家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、使用貸借にて借り受け、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、合併浄化槽を経て汲み取り槽へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号17番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、353㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号18番については、住宅新築のための所有権移転で、2筆、309㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らし

ている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、勤務地に近い申請地が適地と考え、雑種地と一体（合計敷地面積 3 5 0 m²）で売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第 2 種農地であると考えられる。排水については、道路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号 1 9 番については、住宅新築のための所有権移転で、1 筆、2 8 0 m²の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第 2 種農地であると考えられる。排水については、道路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

以上のことから、整理番号 1 番から 1 9 番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号 1 番について、調査報告する。8 月

26日、農地利用最適化推進委員と一緒に申請地にて、譲受人と代理人から話を聞いた。申請目的は知的障害者の生活介護を目的とした多機能型施設の建築のためである。譲受人は、平成19年7月に特定非営利活動法人を設立し、障害福祉サービス事業を主な業務としている。現在も川越市内に4箇所7事業を運営している。また、川越市がまとめた市内障害者団体ヒアリング調査の結果では、障害者向けの施設整備を求める意見が多いことから、同施設の必要性が伺える。申請地には事業所のほか、職員や送迎用の駐車場に加え、軽作業場と運動広場を設置する予定である。周囲をコンクリートブロックで囲み、雨水は敷地内にて浸透トレンチを設置する計画である。また、排水については、合併浄化槽を経て水路へ放流する計画である。したがって、雨水排水による周辺農地への影響はない見込みである。以上のことから、今回の農地転用申請について、地元委員としては、やむを得ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号14番の排水先は汲み取り槽であるが、排水先の変更は考えられるか。」との発言があった。

事務局は「妻の親の土地での使用貸借権設定による申請であるので、排水先の変更は考えずらい。」と説明した。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から19番について農地転用に関する許可基準からみた意見について

ては、農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とし、整理番号1番は「事業計画を順守し、周辺農地及び水路に支障を与えないこと。」と条件を付すことで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第6号について総合意見として許可相当とし、整理番号1番は条件を付すことに決定する。

1 3 閉 会

議長 渋谷 武 は議案の審議がすべて完了したため、第489回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

1 4 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和6年9月5日

議 長 渋谷 武

委 員 永島 千恵子

委 員 樋口 直喜

委 員 鈴木 初夫